

平成29年1月18日

答申第749号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、未収消費税等について「当年度末残高－前年度末残高＝CF計算書（以下CF）となることが通常と思う。しかし、平成20年3月期～26年9月中間期までまったく一致していない」として、26年度と23年度について当該視聴者による計算式を示したうえで、「① 18年度～24年度の未収消費税等の協会全体の金額及びBS計上金額、② 26年度および23年度のBSの増減額とCFとに差異が発生した内容が分かる文書、③ 20.3、21.3、22.3末の未収消費税等が発生した内容が分かる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、①は開示したが、②および③はいずれも文書が存在しないため開示することができないとした。

なお、情報提供として、②については、26年9月は決算を迎えていないため当該視聴者が示した計算式は成り立たないこと、および当該視聴者が計算式に使用した金額には、一般勘定の金額と協会全体の金額が混在しているために一致しないこと、③については、19年度決算では未収消費税等（還付消費税）は発生していないこと、20年度決算では未収消費税等（還付消費税）は813百万円であり、内訳は一般勘定が752百万円、番組アーカイブ業務勘定が61百万円であること、および21年度決算では未収消費税等（還付消費税）は96百万円であり、番組アーカイブ業務勘定で発生していることを説明した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は存在せず開示することができない。

なお、未払消費税等の貸借対照表（B/S）における増減額とキャッシュ・フロー計算書（C/F）における増減額は、財務諸表に表示していない中間消費税納付額を含めると一致している。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年1月18日（第245回審議委員会）

第762号諮問、審議、答申